# 1 今から受講し始めた場合の講義消化スケジュール

## 【11/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26 旦	78 時間	32 日	$11/20 \sim 12/21$
不動産登記法	21 囯	63 時間	25 日	12/22 ~ 1/15
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	46 日	$1/16 \sim 3/2$
不動産登記(記述)	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12 囯	36 時間	18 日	3/3 ~ 3/20
商業登記(記述)	7 回	21 時間		民事訴訟法~憲法と並行
供託法・司法書士法	5 囯	15 時間	7 日	$3/21 \sim 3/27$
刑法	7回	21 時間	10 日	$3/28 \sim 4/6$
憲法	6 旦	18 時間	9 日	$4/7 \sim 4/15$
合計	122 回	366 時間	147 日	

## →「週5.8コマ」ペース

# 【12/1スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26 旦	78 時間	29 日	12/1 ~ 12/29
不動産登記法	21 旦	63 時間	22 日	12/30 ~ 1/20
会社法・商業登記法	31 旦	93 時間	43 目	1/21 ~ 3/4
不動産登記(記述)	7 回	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12 旦	36 時間	17 日	3/5 ~ 3/21
商業登記(記述)	7 回	21 時間		民事訴訟法~憲法と並行
供託法・司法書士法	5 旦	15 時間	7 日	3/22 ~ 3/28
刑法	7 旦	21 時間	10 日	$3/29 \sim 4/7$
憲法	6 旦	18 時間	8日	4/8 ~ 4/15
合計	122 回	366 時間	136 日	

### →「週6.28 コマ」ペース

# 【12/10 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26 旦	78 時間	27 日	12/10 ~ 1/5
不動産登記法	21 旦	63 時間	21 日	1/6 ~ 1/26
会社法・商業登記法	31 回	93 時間	40 日	$1/27 \sim 3/7$
不動産登記(記述)	7旦	21 時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12 回	36 時間	16 日	3/8 ~ 3/23
商業登記(記述)	7 回	21 時間		民事訴訟法~憲法と並行
供託法・司法書士法	5 旦	15 時間	6 日	$3/24 \sim 3/29$
刑法	7 回	21 時間	9 日	$3/30 \sim 4/7$
憲法	6 旦	18 時間	8日	4/8 ~ 4/15
合計	122 回	366 時間	127 日	

<sup>→「</sup>週6.73 コマ」ペース

# 2 本講座の平成 28 年度合格者の方へのアンケート

\*50 音順です。

### 1 . 講義について

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
①講義は何回聴	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
きましたか?							ただし、わか	
							りにくいテー	
							マは2回	
②1回の講義を	3時間	3時間半	3時間	3時間	3時間	LIVE 受講	5 時間	3時間
聴き終えるの		~4時間	(LIVE 受講)			→3時間		
にどれくらい						Web 受講		
の時間をかけ						→2~3時間		
ましたか?								
③基本的に講義	はい	多少しました	はい	はい	多少しました	はい	一時停止や巻	聞き逃したり,
は一時停止や							き戻しをしま	書くのが追い
巻き戻しをし							した	つかなかった
ないでお聴き								りした時のみ
になりました								一時停止や巻
か?								き戻しをしま
								した。

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
④松本が講義中	はい	はい	はい	はい	基本的に書き	はい	はい	全て書き込ん
に書き込んだ					込みました			だ。
事項は書き込								
みましたか?								
⑤松本が講義中	はい	いいえ	いいえ	はい	多少書き込み	少し書き込み	はい	いいえ
に書き込まず、					ました	ました		
口頭で説明し								
た事項で「書き								
込んだほうが								
いいかな」と思								
った事項は書								
き込みました								
か?								
⑥その他に何か		他の科目との	スピードにつ		集中して聞く	ついでに記述	1回講義を聴	憲法・刑法は学
講義を聴く際		つながり	いていくこと		こと	対策として,	いたら、もう	習経験があっ
に気をつけて			(書き込みで			以下の練習を	これ以上聴く	たので, 1.5
いたことがあ			遅れないよう			していまし	ことはできな	倍速にして聴
れば教えてく			にする)			た。	いと自分に言	きました。
ださい						①速く書く	い聞かせなが	
						②フリーハン	ら聴きました	
						ドで書く		

### 2. 日々の勉強について

		大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田	貴夫さん	西岡 伸介さん
①専業で	した	☑専業	☑専業	☑専業	□専業	☑専業	☑専業	☑專業	<b>巻</b>	□専業
か? 兼	美業で かんしゅうしん	口兼業	口兼業	口兼業	☑兼業	口兼業	口兼業	(5)	月以降)	☑兼業
したか?					3日/1週間			☑兼第	É	5日/1週間
兼業の方	は, 週				5 時間/1日			(4)	まで)	9 時間/1 日
何日, 1日	日何時							4日/	1週間	
間ほど働	カかれ							9 時間	引/1日	
ていま	した									
か?										
②勉強時	平日		3月まで		10 時間			専	兼業	3時間
間はど			: 7 時間					業	業	
れくら			直前期	-t- >4.44n						
いでし		15~18 時間	: 10~11 時間	直前期		11 時間	13~15 時間	12	3 時間	
たか?				:15 時間くらい				時		
	休日		日曜日のみ		10 時間			間	8~10	8時間
			7時間						時間	
③休憩はと	ごれく	2時間ごと	午前	集中力が切れ	疲れたり眠く	2~3時間	・疲れたら	トイコ	ンに行き	1~2時間
らいの間	間隔で		: 1時間ごと	た時	なったらとる	ごと	<ul><li>お腹がすい</li></ul>	たくフ	なったり	ごと
とってい	いまし		午後				たら	した。	ときにと	
たか?			:30~40 分ごと					ってレ	いました	

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
④集中力が落ち	休憩する	決めていませ	・散歩しなが	無理やりテキ	コーヒーを飲	決めていませ	・講座専用ブ	休日に記述式
てきたときに		んでした。	ら申請書の	ストのアウト	み気持ちを入	んでした。休	ログを見る	を解いていた
行う勉強は何			音声を聴く	プットをする	れ直す	憩をとりまし	<ul><li>寝る</li></ul>	ので、テキスト
か決めていま			•「勉強法」「答			た。	• 合格体験記	と記述式を切
したか? (ex.			練模試の受				を読む	り替えたりし
集中力が落ち			け方」のガ					ていました。平
てきたときは			イダンスを					日は特に何も
択一過去問を			観る					決めていませ
解く)								んでした。
⑤直前期は科目	科目順	科目順	科目順	科目順	全科目を順々	科目順	科目順	科目順
順に進めてい					に回していま			
ましたか?					した			
それとも複数								
の科目を並行								
して進めてい								
ましたか?								

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
⑥ご自身の生活	起きている時	・少し遅く寝	特になし。時	夜の疲れてい	きちんと朝起	寝る時間(勉	・無理はしな	夜は仕事が終
リズムの関係	はすべて勉強	て早く起き	間帯によって	る時間にあえ	きて, 夜は12	強を終わらせ	い。気が乗	わって疲れて
で気をつけて	する	る	変わることは	て記述を解い	時に寝るとい	る時間)を守	らないなら	いたので早め
いたことはあ		•朝・晩のス	ありませんで	ていました	うリズムを守	っていまし	やらない。	に就寝し,朝早
りますか?		トレッチ	した。	(本番の疲れ	っていました	た。試験も終	・昼食後すぐ	く起きるよう
(ex. 朝はあ				を想定して)		了時間がある	の勉強は眠	にしていまし
まり集中でき						ので。	くなるの	た。
ないので, 朝は							で、シャド	
記述の問題を							ウィングを	
解く)							する	
<b>⑦モチベーショ</b>	松本先生とメ	「ラストチャ	ガイダンス動	講義の3コマ	ブログ村(*)	この資格を目	地元のアイド	・合格できる要
ンを上げるた	ールする	ンス」「プログ	画を観る	目の雑談を聴	のブログを読	指した時の気	ル HKT48 の握	素を書き出
めに行ってい		レス」という		< ∘	み漁る	持ちを紙に書	手会やラジオ	す
たことはあり		曲をよく聴い			*ブログをまとめ	いて、部屋中	に今勉強をや	・合格後にした
ますか?		ていました			たサイト	に貼っていま	っているが, な	いことを書
						した	かなか合格で	き出す
							きないので, パ	
							ワーをくださ	
							いといってエ	
							ネルギーをも	
							らっていた	

### 3. 勉強方法について

		大倉康太郎さん	T・Sさん	武内泰基さん	竹谷糾さん	坪井宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡伸介さん
<b>①テキストは</b>	3月まで	1回	2 回	2回	$6\sim7$ 回	5~6回	2 回	2回	2 回
何回回しま									不登法, 商登法,
したか?									供託のみ3回
	直前期	7回	5回	5回	4回	$5\sim 6$ 回	5 回	2回	5 回
	4月~6月			民法3回					憲・刑のみ3回
				不登法8回					
②過去問は何	3月まで	1回	1 回	1回	1 回	2回	1回	1回	1回
回回しまし	直前期	1回	1回	1回	1回	主要科目	1回	2回	1回(間違えた
たか?	4月~6月			民法0回		1回	間違えた問題		問題)+再度間
				不登法2回		マイナー科目	などどうして		違えた問題
				プラスα		$2\sim3$ 回	も解きたかっ		
							た問題だけプ		
							ラス1回		
③テキストは7	アウトプット	はい	はい	苦手分野の	はい	はい	はい	はい	できる限りア
しながら読み	ましたか?			みアウトプ					ウトプットし
				ットを意識					ながら読みま
				しました					した

		大倉康太郎さん	T・Sさん	武内泰基さん	竹谷糾さん	坪井宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡伸介さん
4過去問の解き	き方で工夫し	テキストの該	正解の結	ポイントに		なあなあで		間違ったとこ	過去問は電車
たことがあれ	ιば教えてく	当箇所をイメ	論をあら	線を引く		解くのでは		ろを重点的に	内でのみ解い
ださい		ージする	かじめ想			なく, きちん		やりました	ていました
			定して肢			と根拠を思			
			を読む			い出せるか			
						を気をつけ			
						ていました			
⑤シャドウィ	申請書	不登法のみ	いいえ	はい	はい	いいえ	いいえ	5月から	通勤徒歩中
ングは行い								(もっと早い	
ましたか?								時期からやれ	
								ばよかったと	
								思いました)	
	条文	はい	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	行っていない
									(聞き取りに
									くかった)

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内泰基さん	竹谷糾さん	坪井宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡伸介さん
⑥その他に何か教材の使用		各テキス	間違ったら	色分けを	過去問集に		講義で「トイ	記述式の解答
で工夫した点があれば教		ト・過去問	テキストに	したり,図	メモするの		レに貼ってく	についている
えてください		の肢で,比	<b>✔</b> をつけ, 何	を描くよ	ではなく,過		ださい」と言	問題頁はコピ
		較したい	個もついた	うにしま	去問集には		われたページ	ーをとって何
		もの, イコ	ら苦手分野	した	テキストの		はコピーして	度も解きなお
		ールのも	なので, 最後		ページのみ		トイレに貼	しました。アウ
		のを, とに	の丸暗記ポ		を書き, そこ		り、机の前に	トプットで何
		かく書き	イントにす		にメモをし		も,そのコピ	度も間違える
		込みまし	る		ていました。		ーや自分が苦	ページはトイ
		た			情報の一元		手なものなど	レに貼りまし
					化を意識し		をコピーして	た。
					ていました。		貼って常に見	
							ていました	

### 4. 答練・模試について

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
①答練は受けま	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	はい	はい	いいえ
したか?					(LEC)			
② (答練を受けて	午前 20~26 問		午前 26~28 問		基準点+2~	25 問前後	23 問前後	
いた場合) 正解	午後 26~30 問		(基準点+2~		4問くらい			
問題数は大体			3問くらい)					
どれくらいで			午後 20~23 問					
したか?			(基準点−2~					
			3問くらい)					
③(答練を受けて	10分		2~3時間		約2時間	約1時間	・解説講義3	
いた場合) 1回							時間	
の復習にはどれ							・間違った問	
くらいの時間を							題を見る2	
かけましたか?							時間	
④ (答練を受けて	間違えた問題		間違った問題の		テキスト・条	間違えた問題を	記述と間違っ	
いた場合) どの	のみ		み確認してお		文にあり,落	中心にテキスト	た問題	
ような問題を			き, テキストを		とした問題	に戻っていまし		
どのように復			回す時にテキス		のみ復習し	た。テキストにな		
習しました			トにチェックを		ました	いものは復習し		
か?			入れる			ていません。		

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
⑤模試は受けま	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
したか?								(伊藤塾, TAC)
⑥ (模試を受けて	午前 20~26 問	25~30 問	午前 26~28 問	午前 26~30	基準点+2~	25 問前後	23 問前後	午前 22~29 問
いた場合) 正解	午後 26~30 問		午後 20~23 問	問	4問くらい			午後 22~31 問
問題数は大体				午後 24~28				
どれくらいで				問				
したか?								
⑦ (模試を受けて	10分	0	2~3時間	ほぼしてい	約2時間	約1時間	・解説講義3	2時間
いた場合)1回		(復習なし)		ません			時間	
の復習にはど							・間違った問	
れくらいの時							題を見る2	
間をかけまし							時間	
たか?								
⑧ (模試を受けて	間違えた問題		答練と同じで	解く順番の	答練と同じ	間違えた問題を	間違った問題	間違えた問題
いた場合) どの	のみ		す。記述は、答	確認だけで	です	中心にテキスト	と記述を中心	や,テキストに
ような問題を			練より時間をか	す		に戻っていまし	に復習しまし	載っているの
どのように復			けました。			た。テキストにな	た	に迷った肢の
習しました						いものは復習し		み
か?						ていません。		

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
⑨ (答練または模	・会場の雰囲	時間だけは	・記述を1時間	時間配分の	知識の確認	時間切れだけは	記述はほとん	時間配分の訓
試を受けてい	気に慣れる	とにかく守	ずつで解く	み	というより	ないようにして	ど,答案構成	練とマークミ
た場合) 答練ま	• 時間配分	ることに集	• 時間厳守		も午後を3	いました	用紙が配られ	ス対策の練習
たは模試を受		中しました			時間で終わ		なかったこと	
ける際に注意					らせるため		を前提に、問	
していたこと					の訓練		題に登記記録	
はあります							の図を描いて	
か?(ex. 時間							受けていた	
配分の訓練に								
だけ集中する)								

### 5. 本試験について

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
①本試験の得点	■午前択一							
を教えてくだ	26 問 (78 点)	29 問(87 点)	31 問 (93 点)	28 問 (84 点)	28 問 (84 点)	25 問 (75 点)	28 問 (84 点)	29 問 (87 点)
さい (順位は記	1537 位		43 位					261 位
憶している範	■午後択一							
囲で結構です。	33 問 (99 点)	28 間(84 点)	30 間 (90 点)	27 問 (81 点)	31 問 (93 点)	29 間 (87 点)	26 問 (78 点)	25 問 (75 点)
総合順位は法	8位		215 位					2486 位
務省発表の「総	■記述							
合得点別員数	59.5 点	38.0 点	32.5 点	42.0 点	42.0 点	61.5 点	39.5 点	48.0 点
表」で確認した	8位		933 位			3位		131 位
方のみ記載し	■総合							
てください)。	236.5 点	203.0 点	215.5 点	207.0 点	219.0 点	223.5 点	201.5 点	210.0 点
	10 位				142 位			318 位
②午後の試験は,	午後択一							
択一と記述を	$\downarrow$							
どの順番でと	不登 (記述)							
きましたか?	$\downarrow$							
	商登(記述)	商登(記述)	商登 (記述)	商登 (記述)	商登 (記述)	商登(記述)	商登 (記述)	商登 (記述)

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
③午後択一はど	マイナー科目	マイナー科目	マイナー科目	マイナー科目	マイナー科目	マイナー科目	不動産登記法	マイナー科目
の順番でとき	$\downarrow$							
ましたか?	不動産登記法	不動産登記法	商業登記法	不動産登記法	不動産登記法	不動産登記法	商業登記法	不動産登記法
	$\downarrow$							
	商業登記法	商業登記法	不動産登記法	商業登記法	商業登記法	商業登記法	マイナー科目	商業登記法
④本試験の午後	■午後択一							
の実際の時間	52分	60 分	65 分	60分	70分	70分	70分	70分
配分と想定し	想定 50 分	想定 60 分	想定 60 分	想定 60 分	想定 70 分	想定 60 分	想定 60 分	想定 70 分
ていた時間配	■不登(記述)							
分を教えてく	65 分	70 分	60 分	65 分	65 分	60 分	60 分	55 分
ださい	想定 60 分	想定 60 分	想定 60 分	想定 60 分	想定 45 分	想定 60 分	想定 50 分	想定 65 分
	■商登(記述)							
	60分	50 分	55 分	55 分	45 分	50分	50 分	55 分
	想定 60 分	想定 45 分						

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
⑤その他に何か			・考え込む時	時間をできる	知らない論点		・記述や択一	時間配分の計
本試験の解き			間を作らな	だけ守る	が出てきて		で解き終わ	算を容易にす
方で工夫した			V		も,焦らず皆		ってなくて	るために, 1
点があれば教			・わからなか		知らないもの		も,先生が	問目から順番
えてください			ったらすぐ		だと割りきっ		言っていた	に解いていき
			に次!		て解いていま		14 時 10 分	ました。飛ば
					した。		には不登	した問題のペ
							法, 15 時 10	ージの角を折
							分には商登	って、時間が
							法に移った	あったら戻っ
							こと	て解いていま
							・わからなか	した。
							った問題	
							は, すべて	
							「3」を選	
							んだこと	

### 6. 意識レベルについて

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
①松本の要求す	良いぐらいで	いいえ	いいえ	思いません	それぐらいの	専業には少し	普通だと思い	高すぎるとは
る意識レベル	す				気持ちがない	高いと思いま	ます	思いません
は高すぎると					と受からない	す。そんなレ		
思いますか?					と思っていた	ベルの低い講		
					ので, OK だと	座ではないの		
					思います	で。		
② (高すぎると思	良いと思いま	もう少しだけ	はい。言われ	いいと思いま	今がジャスト		もっと高くて	ちょうどいい
わなかった場	す	高くてもいい	たから変わる	す	ぐらいかと		もいいです	と思います
合)もっと要求		かもしれませ	ものでもない					
する意識レベ		h	と思います。					
ルが高くても			結局は本人次					
いいですか?			第です。					

### 3 本講座のフォロー制度をうまく使う

- ①毎回の講義終了時に「解くべき過去問のナンバー」「条文番号(不動産登記法・商業登記法・供託法を除く)」「申請書の番号(不動産登記法・商業登記法)」を伝える
- ②過去問演習, 質問·相談制度

本講座は、フォロー制度として講座専用ブログ(受講生の方のみに URL・パスワードを通知)を使用。講座専用ブログでは、以下の2点のフォローを行う。

- ・コメント欄でのご質問・ご相談受付 回答が早い
- ・毎回の講義終了後に解く過去問の情報 (P19~26 参照) テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘 すべての肢 (テキストに根拠がある肢) の根拠ページを記載 一部の肢の解説 (学説問題など)
- ③推測採点基準(松本作成)の提供(平成29年度本試験の直前期)

### 講座専用ブログの過去問情報・見本

### <民法8回目>

ご受講お疲れ様でした。

民法8回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問 (No. 96, 97, 101, 161, 162, 164 $\sim$ 168, 172, 182, 183, 186 $\sim$ 190, 192, 194 $\sim$ 197, 199, 200, 202, 203) の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」(※) は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、本ブログをご覧になればわかりますが、過去問集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておくと、後で学習がしやすくなります。

※ガイダンスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、 一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少な いため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法8回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。 ただし、1 問解いてその問題のみご覧いただくということは構いません。

#### [NO. 96]

※P193・194 にありますとおり、占有権は代理人を通じても認められます。また、P193 にありますとおり、代理占有により時効取得することもできます。

※1の根拠は、P138・193です。

※2の根拠は、P138・193です。

※3の根拠は、P138・139です。このように1つ前の占有者の占有のみを合算することも可能です。1つ前の占有者(B)の占有のみを主張すれば、占有開始時に善意無過失となります(P139)。このことからも、P135のふき出しの緑の視点がおわかりいただけると思います。

※4の根拠は、P213です。Aは代理占有(間接占有)を失っています(P213)。

※5の根拠は、P198~199です。

#### [NO. 97]

※1の根拠は、P136です。

※2の根拠は、P139です。

### 「5ヶ月合格法」ならまだ間に合う! 追っかけチャレンジコースガイダンス

- %3の根拠は、P195 です。P195 の ex にありますとおり、Bは買主ですので、自主占有が認められます。
- ※4の根拠は、P213です。
- ※5の根拠は、P193です。

### [NO. 101]

- ※アの根拠は、P151 です。
- ※イの根拠は、P224です。Cは「実体上の権利を有しない者」(P224)です。
- ※ウの根拠は、P150です。
- ※エの根拠は、P149です。
- ※オの根拠は、P140です。

### [NO. 161]

- ※アの根拠は、P205・201です。
- ※イの根拠は、P213 (194) です。
- ※ウの根拠は、P212です。
- ※エの根拠は、P212です。
- ※オの根拠は、P207です。

### [NO. 162]

- ※アの根拠は、P201 (193) です。
- ※イの根拠は, P202 です。
- ※ウの後半は、P206です。
- ※エの根拠は、P202です。
- ※オの根拠は、P203です。

### [NO. 164]

- ※アの根拠は、P194・201です。
- ※イの根拠は、P213 です。代理占有関係が消滅していますので、Aは占有回収の訴えを提 起できません (P201)。
- ※ウの後半は、P194です。
- ※エの根拠は、P197です。
- ※オの根拠は、P179です。

### [NO. 165]

※アの根拠は、P203です。

※イの根拠は、P205です。

※ウの後半は、P202です。

※エの根拠は、P206です。

※オの根拠は、P201です。

### [NO. 166]

※アの根拠は、P208です。

※イの根拠は、P209です。

※ウの後半は、P212です。

※エの根拠は、P209です。P209でご説明しましたとおり、帰責性があるのが大前提です。

損害賠償ですので、悪意者であっても、帰責性がなければ損害賠償責任を負いません。

※オの根拠は、P212です。

### 【NO.167】エ

※アの根拠は、P206です。

※イの根拠は、P207です。

※ウの後半は、P207です。

※エは、テキスト未掲載の知識ですが、細かいので知識として補充する必要はありません。

※オの根拠は、P206です。

### [NO. 168]

※アの根拠は、P201です。

※イの根拠は、P139 です。

※ウの根拠は、P208です。賃料は法定果実です(P42)。

※エの根拠は、P209です。

※オの根拠は、P212です。善意か悪意かで違いが出るのは、裁判所の期限の許与のハナシのみです(P212)。この緑も思い出せたかもご確認ください。緑は多くの知識に使えるので、

記憶する価値が最も高いです。

### [NO. 172]

※1の根拠は、P193です。

※2の根拠は、P208です。

※3の根拠は、P212です。善意か悪意かで違いが出るのは、裁判所の期限の許与のハナシのみです(P212)。この緑も思い出せたかもご確認ください。緑は多くの知識に使えるので、記憶する価値が最も高いです。

※4の根拠は、P201です。

※5の根拠は、P206です。

### 【NO.182】ア~エ

※この問題が、P215で申し上げた平成23年度の問題です。ア〜エは、Dランクですので、知識として補充する必要はありません。P215に書き込みましたとおり、常識で考えてみてください。

※オの根拠は、P215です。

### [NO. 183]

※アの根拠は、P219です。

※イの根拠は、P218です。Cに対する損害賠償請求権と、P218の償金請求権は、別の話です。

※ウの根拠は、P220です。

※エの根拠は、P221です。加工において、加工前の動産が依頼主の所有物でなければならないという要件はありません (P221)。

※オの根拠は、P220です。

### 【NO.186】ア・オ

※アは、講義でまだ触れていない知識です。民事訴訟法で扱います。

※イの根拠は、P215です。

※ウの根拠は、P217です。

※エの根拠は、P216です。

※オは、Dランクです。捨ててください。

#### [NO. 187]

※アの根拠は、P216です。

※イの根拠は、P216です。

※ウの後半は、P217です。

※エの根拠は、P217 です。P217 の民法 213 条に「袋地となることを認識していた場合は、 囲繞地通行権は成立しない」という要件はありません。とにかく出してあげる必要があり 

### 【NO.188】ア~オ

※P217 に関する学説問題です。繰り返しになりますが、学説問題については、テキスト未掲載の知識は補充する必要はありません。第 1 説は「(P217 の人物関係でいうと)  $C \uparrow$ 、特定承継人 (P217 の人物関係でいうと)  $D \downarrow$ 」であり、第 2 説は「(P217 の人物関係でいうと)  $E \downarrow$  と) 特定承継人 $E \downarrow$  から、(P217 の人物関係でいうと)  $E \downarrow$  です (以下、この人物関係でご説明していきます)。この二当事者対立から考えてください(学説問題・推理レジュメの P2・3 の「二当事者対立」の解法です)。

※アは、「無償の利用関係の受忍という負担が永久に付いてまわるというのは、…正当でない」と言っています。負担が付くのはDですが、それが正当ではないということは、Dの味方の説(D↑)である第2説となります。

※イは、「残余地以外の主地の所有者に不測の不利益が及ぶことになるのは不合理である」と言っています。「残余地以外の主地の所有者」とは、Cのことです。Cに不測の不利益が及ぶことになるのは不合理であるということですので、Cの味方の説 (C↑) である第 1 説といなります。

※ウは、「物権的負担…であり、対人的な関係を定めたものではない」と言っています。つまり、残余地に物権的負担として付いてくるから、Dは負担するべきだということになります。よって、Dの敵の説(D  $\downarrow$ )である第1説となります。

※エは、「負担…は、必ずしも外形的に明らかな事情ではない」と言っています。 Dがわからないかもしれないということですので、Dの味方の説 (D  $\uparrow$ ) である第 2 説となります。 ※オは、「袋地の所有者が…偶然の事情によってその法的利益を奪われるのは不合理である」と言っています。「袋地の所有者」が P217 でいうとBであり、「偶然の事情」が特定承継です。よって、Bが従前どおり囲繞地通行権を主張できるということですので、第 1 説となります。

### [NO. 189]

※1の根拠は、P217です。

※2の根拠は、P216です。

※3の根拠は、P216です。

※4の根拠は、P216です。

※5の根拠は、P217です。

### 【NO.190】才

※アの根拠は、P227です。

※イの根拠は、P225です。

※ウの根拠は、P224です。

※エの根拠は、P229です。

※オは、まだ講義で触れていない知識です。不動産登記法で扱います。

### 【NO.192】 エ

※アの根拠は、P224です。

※イの根拠は、P223 です。P222・223 でご説明しましたとおり、自己の持分の処分は自由です。

※ウの根拠は、P226です。

※エは、P228 にありますが、講義で飛ばしたところです。不動産登記法で扱います。

※オの根拠は、P226です。

### [NO. 194]

※アの根拠は、P227です。

※イの根拠は、P225です。

※ウの根拠は、P224です。

※エの根拠は、P224です。

※オの根拠は、P225~226です。

### 【NO.195】イ

※アの根拠は、P226です。

※イは、まだ講義で触れていない知識です。Ⅱのテキストで扱います。

※ウの根拠は、P226です。

※エの根拠は、P227です。

※オの根拠は、P226です。

### [NO. 196]

※アの根拠は、P224です。

※イの根拠は、P225です。

※ウの根拠は、P225~226です。

※エの根拠は、P227です。

※オの根拠は、P224です。

### 【NO. 197】ウ

※アの根拠は、P224です。

※イの根拠は、P224 です。損害賠償請求は、自己の持分のみについてしかできませんが (P224)、単独でできる点はご注意ください。P224 の表の左も右も、単独ではできます。ただ、表の左は共有物全部についてでき、右は自己の持分についてしかできないという違いがあります。

※ウは、まだ講義で触れていない知識です。P338で扱います。

※エの根拠は、P227です。

※オの根拠は、P226です。

### [NO. 199]

※1の根拠は、P224です。

※2の根拠は、P226です。

※3の根拠は、P230です。

※4の根拠は、P228です。

※5の根拠は、P226です。

### [NO. 200] 1 · 4

※1は P230 にありますが、売主の担保責任についてはⅡのテキストで扱います。

※2の根拠は、P230 (223) です。不分割特約は分割ができないだけで、持分の処分 (売却 や抵当権設定など) は可能です。

※3の根拠は、P224です。

※4は、テキスト未掲載の知識ですが、推理できる肢です。Bには抵当権付きの持分が帰属することになりますが、無償でもらえるわけですからBにマイナスとはなりません。

※5の根拠は、P229です。裁判所による分割をするには、「協議が調わないとき」という要件はありますが、分割協議の請求がどちらからされたものかは関係ありません。

#### [NO. 202]

※アの根拠は、P224です。

※イの根拠は、P226です。

※ウの根拠は、P224です。

※エの根拠は、P226です。

### 「5ヶ月合格法」ならまだ間に合う! 追っかけチャレンジコースガイダンス

※オの根拠は、P224です。

※カの根拠は、P227です。

### [NO. 203]

※アの根拠は、P226です。

※イの根拠は、P225です。

※ウの根拠は、P224です。

※エの根拠は、P229です。

次回の講義もよろしくお願いいたします。

# 松本雅典 (本ガイダンス担当講師)

主な	担当講座	基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」					
	#±3+>+	『司法書士5ヶ月合格法』(自由国民社)					
	勉強法	『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』(すばる舎)					
		『司法書士試験 リアリスティック民法 I [総則]』(辰已法律研究所)					
著	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』(辰已法律研究所)					
書	ノイスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』					
		(辰已法律研究所)					
	=== ::#:	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』(日本実業出版社)					
記述 『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』(日本実業)							
		「All About」で連載中					
3	ネット	http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/					
メ	ディア	クラウドワークス「WoWme (ワオミー)」アンバサダー					
		https://wowme.jp/lp/purchaser/pre_registration					
<del></del>	-ムページ	「リアリスティック司法書士試験」					
/N-	ムハーノ	http://realistic-sihousyosisikenn.jp/					
	ブログ	「司法書士試験超短期合格法研究ブログ」					
,	747	http://sihousyosisikenn.jp/					
Twitter		松本 雅典 (司法書士試験講師) @matumoto_masa					
	WILLEI	https://twitter.com/matumoto_masa					
E	acebook	松本 雅典					
Га	acenook	https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7					